MA2012-7

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成２４年７月２７日

運輸安全委員会
Japan Transport Safety Board

（東京事案）

1　モーターボート吉岡丸競漕用ボート（船名なし）衝突

2　貨物船第三鶴吉丸乗組員負傷

3　貨物船晴麗丸貨物船ぎょれん１衝突

4　貨物船EN KAI 乗組員死亡

5　水上オートバイ斑鳩乗組員行方不明

（地方事務所事案）

函館事務所

6　漁船第２０９磯丸乗揚

7　砂利運搬船章栄丸乗組員負傷

8　漁船第十邦晃丸衝突（防波堤）

仙台事務所

9　漁船第３昭伸丸乗組員死亡

10　漁船第五長運丸乗組員負傷

11　漁船第三福栄丸転覆

12　漁船第五八幡丸浸水

13　漁船第３貞丸遊泳者負傷

14　自動車運搬船蓉翔丸衝突（陸上荷役施設）

横浜事務所

15　貨物船STAR GATE セメント運搬船第二平安丸衝突

16　漁船第三萬坊丸浸水

17　漁船第八漁優丸乗組員負傷

18　漁船第一義栄丸乗組員死亡

19　漁船第一岩井丸乗組員行方不明

20　貨物船第五若虎丸乗揚

21　旅客フェリーおーしゃんさうす衝突（岸壁）

神戸事務所

22　水上オートバイＭＪ－ＶＸ－１同乗者等負傷

23　漁船第２大栄丸漁船恵比寿丸衝突

24　水上オートバイせんたくまんじゅう２５０ＸＩ同乗者負傷

25　掃海艇くめじま漁船庄栄丸衝突（ケーブル）

26　漁船第八三生丸転覆

27　モーターボート吉田号転覆

28　貨物船あかし丸乗揚

29　遊漁船旭丸プレジャーモーターボート第六直丸衝突

30　漁船明石丸乗組員死亡
31　漁船天神丸漁船紫丸衝突
32　貨物船海泉丸漁船共新丸衝突
33　プレジャーボートMMY転覆
34　漁船内福丸モーターボートａｍｂｉｔｉｏｕｓ衝突
35　旅客フェリーおーしゃんさうす衝突（灯浮標）
36　貨物船第十一幸徳丸衝突（養殖施設）
37　遊漁船Ambitious Korine Ⅲ遊漁船魁王丸衝突
38　引船第五山和丸漁船進漁丸衝突
39　ロールオン・ロールオフ貨物船碧隆丸貨物船第十一幸徳丸衝突
40　モーターボート第三月見丸転覆

広島事務所

41　作業船五栄一号沈没
42　旅客船フェリーおき衝突（陸上施設）
43　漁船一幸丸プレジャーボート吉丸衝突
44　小型兼用船栄光丸衝突（かき筏）
45　モーターボートちひろ漁船一丸衝突
46　貨物船SUNRISE MIYAJIMA貨物船第十八永昇丸衝突

門司事務所

47　漁船朝日丸乗揚
48　モーターボート駿洋転覆
49　漁船千代丸プレジャーボート伊代丸衝突
50　貨物船Ｓ　ＡＣＥ貨物船明宝丸貨物船八戸丸衝突

長崎事務所

51　漁船海栄丸モーターボートＡＳＡＭＩ衝突
52　押船第五十七住若丸バージ東風衝突（防波堤）
53　モーターボートマリアⅡ乗揚
54　モーターボートゆうりん丸乗揚
55　漁船第十二 一丸浸水
56　漁船貴丸乗組員死亡

那覇事務所

57　モーターボートAERIAL Ⅱパラセーラー負傷
58　モーターボートニューウィング Ⅱパラセーラー負傷
59　漁船ちか丸潜水者死亡

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長　後藤昇弘

≪参　考≫

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「３　分　析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

① 断定できる場合
・・・「認められる」

② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」

③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」

④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

20　貨物船第五若虎丸乗揚

船舶事故調査報告書

平成２４年６月２８日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　　庄　司　邦　昭
委　　員　　根　本　美　奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成２３年１２月１６日　１４時１５分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三崎港 三崎港北防波堤灯台から真方位１４１°２９０m付近 （概位　北緯３５°０８．３′　東経１３９°３６．７′）
事故調査の経過	平成２３年１２月１９日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 貨物船　第五若虎（わかとら）丸、４９４トン １３４６２４、有限会社東新産業 ６１．４８m（Lr）×１３．２０m×７．５０m、鋼 ディーゼル機関、７３５kW、平成８年４月６日
乗組員等に関する情報	船長　男性　４９歳 五級海技士（航海） 免　許　年　月　日　昭和６１年１月２８日 免状交付年月日　平成１９年６月１９日 免状有効期間満了日　平成２４年６月１８日 機関長　男性　６９歳 五級海技士（機関） 免　許　年　月　日　昭和３８年６月２８日 免状交付年月日　平成２３年４月１１日 免状有効期間満了日　平成２８年６月１５日
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか３人が乗り組み、船首約１．６０m、船尾約３．４０mの喫水をもって、機関の操縦権を操舵室とし、三崎港に向けて千葉県館山市館山港沖を航行中、ビルジ警報ブザーが鳴った。 機関長は、機関室においてブザー停止ボタンを押したが、再びブザーが鳴り、うるさいと思い、警報盤の電源スイッチ（以下「警報用電源」という。）をＯＦＦに切り換え、すぐにＯＮへと戻した。 本船は、三崎港西方沖を約４．７ノットの速力で東進し、三崎港に入って航行した。 船長は、北防波堤を通過後、操縦ハンドルを前進から後進に操作したところ、行きあしが強くなったので西風の影響を受けたと思い、直ちに両舷の錨を投下したものの行きあしが止まらず、船首方に迫った西口南防波堤

	との衝突を回避するために浅瀬がある右方へと舵を取り、本船は、平成２３年１２月１６日１４時１５分ごろ三浦市灘ヶ埼北方の浅瀬に乗り揚げた。 船長は、乗揚後もプロペラが回転していることに気付き、機関室において手動で機関を停止させたのち、乗組員の安全と船体の損傷状況を確認した。 本船は、タグボートの支援を受けて離礁し、三崎港に着岸した。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西、風力　４、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　低潮時	
その他の事項	本船は、操舵室に操縦権があれば、操舵室操縦盤の操舵室表示灯（以下「表示ランプ」という。）が点灯し、操舵室から操縦権が失われれば表示ランプが点滅となり、点滅の時には、操舵室で操縦位置確認ボタンを押すことにより、操舵室に操縦権が移り、表示ランプが点灯していた。 船長は、日頃から出港前に表示ランプが点滅しているときには、操縦位置確認ボタンを押すことにより、表示ランプが点灯状態となり、操舵室に操縦権があることを確認しており、１２月１６日１２時５０分館山港を出港する際にも、同様に操縦位置確認ボタンを押して表示ランプを点灯状態とし、操縦権が操舵室にあることを確認していた。 本船は、機関を運転中に警報用電源をＯＦＦに切り換えたのちにＯＮへと戻したことにより、操舵室の操縦権が失われ、クラッチは、警報用電源をＯＦＦとする前の操舵室操縦盤での操縦状態である前進位置が継続され、操舵室の操縦ハンドルでは操作できず、ガバナは、引き続いて操縦ハンドルで制御できる状態となっていた。 船長は、操縦ハンドルを前進から後進に操作する際、操舵室操縦盤の表示ランプの状況を確認しなかった。なお表示ランプは、本事故後に電球が切れていることが判明した。 機関長は、過去に本船の船長を経験しており、約２年前から本来の乗組員の臨時で乗船するようになり、機関部の経験については、これまで機関部で乗船した期間を合算すれば約２～３年であった。 機関長は、航走中に警報用電源を切り替えれば、操舵室の操縦権が喪失することを知らなかった。 本船の警報用電源は、リモコン電源を兼ねていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、三崎港を航行中、船長が、操舵室で操縦ハンドルを前進から後進に操作したものの、クラッチが後進に切り替わらなかったことから、灘ヶ埼北方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 本船は、警報用電源をＯＮからＯＦＦに切り換えたことにより、操舵室の操縦ハンドルではクラッチの操作ができなくなったものと考えられる。 船長は、操縦ハンドルを前進から後進に操作する際、操舵室操縦盤の表示ランプの状況を確認しなかったものと考えられる。

		機関長は、航走中に警報用電源を切り替えれば、操舵室の操縦ハンドルではクラッチの操作ができなくなることを認識していなかったものと考えられる。 船長は、三崎港への入港前に操縦ハンドルの作動確認を行っていれば、操舵室の操縦権が失われていることに気付き、操縦権を速やかに復旧させ、乗揚げを回避できた可能性があると考えられる
原因	本事故は、本船が、三崎港を航行中、船長が、操縦ハンドルを前進から後進に操作したものの、クラッチが後進に切り替わらなかったため、灘ヶ埼北方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・入港前には、操縦ハンドルによる後進テストを行うこと。 ・取扱説明書に記載された遠隔操縦装置の仕様を確認すること。 ・操舵室表示灯の点灯及び消灯時に警報音を発する措置が講じられることが望まれる。	